

香川県立武道館 利用の手引き

(平成 18 年 4 月 1 日)
(平成 21 年 4 月 1 日改訂)
(平成 24 年 3 月 16 日改訂)
(平成 24 年 4 月 1 日改訂)
(平成 30 年 2 月 1 日改訂)

1 利用時間及び休館日について

1-1 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで

*準備・片付けに要する時間は利用時間に含まれますので、ご注意ください。

1-2 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

2 利用者の区分について

2-1 優先団体

年間利用調整や優先で利用申込みをすることができる団体です。

- ・香川県
- ・香川県教育委員会
- ・香川県体育協会
- ・香川県高等学校体育連盟
- ・香川県中学校体育連盟
- ・香川県柔道連盟
- ・香川県剣道連盟
- ・香川県弓道連盟
- ・香川県空手道連盟
- ・香川県なぎなた連盟
- ・香川県合気道連盟
- ・その他館長が認める団体

2-2 一般利用者

優先団体以外の利用者で、一般利用申込をする個人利用者又は団体利用者です。

2-3 システム登録者

かがわ電子自治体システム施設利用申込サービスに登録している利用者で、個人利用者又は団体利用者です。

2-4 システム未登録者

かがわ電子自治体システム施設利用申込サービスに登録していない利用者で、個人利用者又は団体利用者です。

2-5 利用資格保有団体

香川県立武道館（柔道場、剣道場、弓道場）を専用して利用する場合は、利用資格が必要です。利用資格については県立武道館にお問い合わせください。

3 利用申込方法について

3-1 年間利用調整の申込み

3-1-1 優先行事及び順位

- 第1 国際選手権大会、全日本選手権大会、国民体育大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校選手権大会
- 第2 全日本選手権大会又は国民体育大会の香川県予選以上の大会
- 第3 香川県選手権大会
- 第4 全県内を対象となる講習会
- 第5 香川県選手権大会の地区予選会
- 第6 国体選手又は日本代表選手の強化練習
- 第7 2-1の団体が主催する香川県大会
- 第8 アマチュア競技団体が行う香川県選手権大会に準ずる公式大会

3-1-2 年間利用調整の方法

年間の優先行事について、下記の日程で調整を行います。

利用希望日の範囲	4月1日から翌年3月31日まで
仮受付期間	1月4日から1月31日まで
日程調整	2月1日から2月20日まで
利用日の決定	2月21日

※ 日程は、変更する場合があります。

①受付希望団体は、上記受付期間中に利用調整依頼書を当館事務室に提出してください。

②日程調整後、調整結果をお知らせします。

③3-2の優先利用申込みをしてください。

3-2 優先利用申込み

3-1の年間利用調整の調整結果に基づいて利用申込みする場合や年間利用調整後に決定した優先団体利用の申込みの方法です。

3-2-1 利用申込みの方法

・利用責任者は利用日の属する月の**2か月前の末日まで**に当館事務室に利用申込

書を提出してください。

ただし、上記の提出期限を過ぎて優先利用等の申し出をするとき（利用前月の1日以降等）は空き状況を確認の上、**利用の10日前まで**に利用申請書を提出してください。

- ・システム未登録者は、使用料を納入する必要がありますので現金または電子マネー（WAON）でお支払いください。

3-3 一般利用申込み（専用使用の場合）

3-3-1 施設利用までのスケジュール

- ・対象施設（柔道場、剣道場）の申込み

ただし、17時以降の専用利用は、柔道場・剣道場は従来の各連盟指定の練習予定の都合による。（日・月曜は**個人練習日指定のため不可**）

- ・先着順利用申込（一般）（柔道場、剣道場、研修室）の申込（9時~17時）

空き利用の申込み

利用日の前月の1日から利用日10日前まで

3-4 一般利用申込み 共用（個人利用）利用の場合

- ・共用利用とは、特定の個人や団体が独占的に利用するのではなく、当日、予約なしに利用者が譲り合って利用することです。
- ・利用日当日に、共用利用ができるかどうか施設利用申込サービスの住民系メディアで確認してください。
- ・各武道場を使用する場合には、スポーツ施設個人使用券または個人使用定期券を購入してください。
- ・火曜日～土曜日の18時以降の各武道場の利用計画は別添のとおりです。なお、弓道場については、全日共用利用が可能です。

4 利用の変更、取消又は中止について

利用日の変更や取消が生じた場合は、速やかに当館事務室に申し出てください。

4-1 利用の変更、取消

利用者の都合により利用の取消や変更が生じた場合は、下記のとおり取消料が必要となります。

施設名	取消等承認時期	取消料
柔道場 剣道場 弓道場	11日前まで	—
	10日前から8日前まで	使用料の50%
	7日前から3日前まで	使用料の75%
	2日前から当日まで	使用料の100%

研 修 室	11 日前まで	—
	10 日前から 2 日前まで	使用料の 50%
	前日から当日まで	使用料の 100%

4-2 利用の中止

- ・ **施設の都合などにより施設の利用を中止**する場合があります。
- ・ すでに使用料を支払っている場合は、使用料が全還付されますので、所定の手続きを行ってください。

5 利用の条件について

次に該当するときは、利用をお断りする場合があります。

- ・ **利用申込の内容に偽りがあったとき、または利用目的以外に使用したとき**
- ・ 風紀又は秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認めたとき
- ・ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めたとき
- ・ 利用上の注意事項に違反し、又は館長が行う指示に従わないとき
- ・ スポーツ施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- ・ その他、管理運営上支障があると認めたとき

6 利用上の注意事項

6-1 施設利用上の注意

- ・ 関係法令、規則を遵守してください。
- ・ 飲食・休憩等は一階のホールで行ってください。
- ・ 喫煙は当館の指定した場所のみでお願いします。
- ・ 貴重品は必ず各自で責任を持って保管してください。
- ・ 当館の周辺道路は、駐車禁止区域ですので駐車はご遠慮ください。
- ・ 大会等に必要な用具は、施設係員に申し出てください。
- ・ 弁当の空き箱は、業者に回収を依頼しておくか、各自で持ち帰ってください。
- ・ 利用終了後は、施設・設備の後始末・清掃等をしてください。大会の責任者は、当館事務室に連絡のうえ退館してください。
- ・ 火災等の非常事態が発生した場合は、施設係員の指示・誘導に従ってください。

6-2 その他

- ・ 利用者の故意又は過失によって、施設・設備・備品等を破損又は紛失した場合は、それによって生じた損害を賠償していただくことがあります。
- ・ この手引きに記載のない事項については、施設係員の指示に従ってください。

7 その他

- ・電子マネー（WAON）で決済ができます。
- ・ポイントサービス（めぐりんサービス）が利用できます。
（めぐりんWAONカードを購入し、登録する必要があります。）

8 お問い合わせ先

施設の利用に際してのお問い合わせ先は、次のとおりです。

「県立武道館」〒760-0066 香川県高松市福岡町1丁目5-5

TEL 087-821-5125

FAX 087-802-3118

